

令和 8 年熊本地震で罹災された学生のみなさまへ

令和 8 年熊本地震で被災した学生に対する授業料その他の費用に関する特別措置について

京都芸術大学

令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震により被害に遭われたみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

京都芸術大学では、被災された学生のみなさまが学業を継続できるよう、次のとおり申請に基づき罹災状況に応じて、令和 8 年度後期授業料、施設設備費及び休学在籍料の全額免除もしくは半額免除等特別措置を講じます。

特別措置を希望される方は、下記の申請資格をご確認のうえ、以下のとおり申請をしてください。

記

1. 対象

本学に在籍する正規学生（大学院学生及び学部学生）のうち、令和 8 年熊本地震に係る災害救助法が適用されている地域において、主たる家計支持者が所有し、かつ居住している自宅が罹災証明書において全壊の分類を受ける被害（以下「全壊」という。）もしくは大規模半壊、中規模半壊又は半壊の分類を受ける被害（以下「半壊」という。）を受けた方、又はその主たる家計支持者が当該地震により亡くなられた方

2. 特別措置の内容

- （1）主たる家計支持者が所有しかつ居住している自宅が全壊、もしくは主たる家計支持者が死亡した者には、2026 年度後期の授業料、施設設備費、休学在籍料の全額を免除する。
- （2）主たる家計支持者が所有する自宅が半壊（大規模半壊、中規模半壊又は半壊）の被害を受けた者には、2026 年度後期の授業料、施設設備費、休学在籍料の半額を免除する。

3. 提出書類

- ① 令和 8 年熊本地震における特別措置申請書（本学指定書式）
- ② 罹災証明書

※申請期間内に罹災証明書が発行されない場合は、家屋の罹災状況が確認できるものを添付し申請のうえ、後日罹災証明書が発行され次第提出してください。

4. 申請期間

2026 年 9 月 30 日（水）まで

5. 書類提出先

〒606-8271

京都市左京区北白川瓜生山 2-116 京都芸術大学 スチューデント・オフィス 学生生活窓口

※封筒表面に「熊本地震特別措置申請」と赤でご記入ください。

6. 問合せ先 京都芸術大学 スチューデント・オフィス 学生生活窓口 075-791-9165（直）

窓口受付時間：平日 9：00～17：30

（裏面有）

7. 申請における留意点

2026 年 9 月 30 日（水）までに申請書類を提出してください。申請書を提出した方は 2026 年度後期の授業料等の納付を 11 月末まで猶予します。審査結果に基づき、授業料等の減免が認められた場合は、別途残額（授業料残額・諸会費）の請求書等お知らせいたします。

8. 2027 年度度以降の対応について

- ・本制度は当該学生に適用される標準修業年限の終期の属する年度まで毎年申請が可能です。
- ・採用が決定した者が留年したとき、学籍を失ったとき、「京都芸術大学学生懲戒規程」による懲戒を受けたとき、虚偽の申告をするなど要件を充たさない申請であることが判明したときは、採用取消となります。

以上

令和 8 年熊本地震における特別措置申請書

京都芸術大学長 殿

以下のとおり、必要書類を添付して申請いたします。

所 属	芸術学部 学科 コース 年 芸術研究科 専攻 年		
学籍番号		氏 名	
住 所	〒 (Tel. - -)		
学費支弁者氏名	印		
学費支弁者住所	〒 (Tel. - -)		
被 災 状 況 (該当に○を付し、必要事項を記入してください。)			
家屋の状況	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ その他 ()		
生活の状況	・ 自宅で生活 ・ 自宅以外で生活 (具体的に:)		
震災による家族の被害・入院等	※学生本人に対する続柄や、入院の場合は負傷内容等も記述してください。		
経済状況	収入喪失 ・ 収入激減 (理由:) 変化なし ・ その他 ()		
罹災状況の補足説明、今後の生活の見通し等記入			

■大学使用欄

確認書類		特別措置内容		スチューデント・オフィス 学生生活窓口 使用欄		
1.罹災証明書 あり ・ なし	2.その他 ()	<学費減免> 全額・半額	措置無	JASSO 貸与 (一種・二種)・緊急貸与 JASSO 給付 (区分) その他奨学金 ()		

減免金額	学長会決裁	教学支援一課	受付
円	月 日	月 日	月 日